



流山市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成29年8月31日

流山市監査委員

佐々木

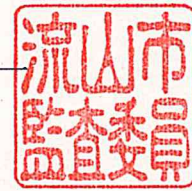
健



流山市監査委員

海老原

功



平成 2 9 年度

隨時監査(公金管理)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象及び実施日時	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の結果	2

平成 29 年度随時監査報告

第 1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

中川 弘

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定による随時監査（公金管理）

第 3 監査の対象及び実施日時

1 対象部課

都市計画部建築住宅課

環境部環境政策・放射能対策課

2 実施日時

平成 29 年 5 月 19 日 午後 1 時 10 分から

第 4 監査の期間

自 平成 29 年 5 月 19 日

至 平成 29 年 6 月 28 日

第 5 監査の範囲

公金等の管理に関する財務事務

第 6 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査当日の朝に通知をして、その日の午後、監査の対象課に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和 61 年流山市規則第 12 号）及び公金等適正管理マニュアル（平成 22 年 2 月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、建築住宅課及び環境政策・放射能対策課ともに、調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿とは符合していることを確認した。

建築住宅課では、平成28年6月1日から閲覧手数料を徴収しており、閲覧した簿冊数を手数料の単位としているところである。しかし、閲覧が複数の簿冊にまたがり、かつ、閲覧件数が数件の場合には例外的に閲覧した件数に応じた手数料を徴収していることが確認された。手数料の徴収について疑義を招くことのないよう客観的な基準を設けることを検討されたい。

環境政策・放射能対策課では、粗大ごみ処理券の収入金を鑑札発行手数料等の収入金と混在しないように、レジスターと別に手提げ金庫で管理し、また鑑札発行等の事務においては釣銭を用意しないなど非効率な運営が見受けられた。レジスターや釣銭を有効活用し、効率的な運営に努められたい。

なお、全庁的な問題として、汎用オフィスソフトにより領収書の発行管理を実施している部課等においては、ケアレスミスなどによる領収書の重複発行や管理データの消失及びこれらが生じた場合の視認性の欠如などの領収書発行の電子化による新たな事務リスクが生じている。リスク低減に向けた環境整備を検討・実施されたい。

また、公金等適正管理マニュアルには、公金取扱い時の現金過不足の発生が想定されていないため、その発生時の対応方法について記載がない。しかし、人間が取り扱う以上ミスなどによる過不足が生じる可能性は否定できないため、公金等適正管理マニュアルに過不足発生時の対応方法を定めることを要望する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項（表2）が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年 4 月 1 日制定）により通知を求めるものとする。

【表 1 指摘事項等一覧】

部 課 名	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
都市計画部 建築住宅課								0	0	1
環境部環境政策 ・放射能対策課			1					1	1	1
計	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

鑑札発行手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料について、レジスターで管理していたが、釣銭を用意していなかったことから、釣銭を用意するよう求める。

(環境部環境政策・放射能対策課)

(2) 検討・要望事項

粗大ごみ処理券販売に係る収納金について、手提げ金庫で別に管理していたことから、レジスターの有効活用に努められたい。

(環境部環境政策・放射能対策課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注 意 事 項	部 課 名
公印使用簿の管理について、使用回数の誤りに訂正印がなかったもの	都市計画部建築住宅課
畜犬登録・注射済票交付日計表の一部が鉛筆で記入されていたもの	環境部環境政策・放射能対策課